(平成23年2月1日施行)

(千成23年2月1日施1]/			
障害 等級	給付の内容	身体障害	
第一級	当該障害の存する期間 1年につき 給付基礎日額の313日分	1 両眼が失明したもの 2 そしやく及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 9 両下肢の用を全廃したもの	
第二級	同277日分	<ul> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が○. 02以下になつたもの</li> <li>2 両眼の視力が○・○二以下になつたもの</li> <li>2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>3 両上肢を手関節以上で失つたもの</li> <li>4 両下肢を足関節以上で失つたもの</li> </ul>	
第三級	同 <b>245</b> 日分	1 一眼が失明し、他眼の視力が 0.06以下になつたもの 2 そしやく又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失つたもの	
第四級 省略			
第五級	当該障害の存する期間 1年につき 給付基礎日額の184日分	1 一眼が失明し、他眼の視力がO. 1以下になつたもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないも 2 一上肢を手関節以上で失つたもの 3 一下肢を足関節以上で失つたもの 4 一上肢の用を全廃したもの 5 一下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指の全部を失つたもの	
第六級 省略			
第七級	当該障害の存する期間 1年につき 給付基礎日額の131日分	1 一眼が失明し、他眼の視力がO.6以下になつたもの 2 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつた 2の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 削除 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失つたもの 7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの 8 一足をリスフラン関節以上で失つたもの 9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側のこう丸を失つたもの	

## ↓ 一時金

障害 等級	給付の内容	身体障害	
第八級	給付基礎日額の <mark>503</mark> 日分	<ul> <li>1 一眼が失明し、又は一眼の視力がO. O2以下になつたもの</li> <li>2 せき柱に運動障害を残すもの</li> <li>3 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失つたもの</li> <li>4 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの</li> <li>5 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</li> <li>6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</li> <li>7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</li> <li>8 一上肢に偽関節を残すもの</li> <li>9 一下肢に偽関節を残すもの</li> <li>10 一足の足指の全部を失つたもの</li> </ul>	
第九級 から 第一二級 省略			
第一三級	給付基礎日額の101日分	1 一眼の視力が0.6以下になつたもの 2 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2 正面視以外で複視を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 3の2 五歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4 一手の小指の用を廃したもの 5 一手の母指の指骨の一部を失つたもの 6 削除 7 削除 8 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 9 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの 10 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの	
第一四級	給付基礎日額の56日分	1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 削除 6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの 8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの 10 削除	

## 障害の併合繰上げ

5級以上2つ以上重い方3級繰上げ8級以上2つ以上重い方2級繰上げ13級以上2つ以上重い方1級繰上げ

例外

9級と13級 それぞれの合算日数 391日+101日=492日

重い方 1級繰上げの 503日ではない。